



女性センターの講座風景

の。修了者を登録し各種審議会等委員選任の際、参考にしてはどうか。つまり、何かの団体組織の長ではない普通の

児童の安全を守れ 男女共同参画推進について

①最近、児童生徒に対する登下校時の通り魔的犯罪は毎日のように報道され、保護者のかたがたの不安や心配は計り知れない。少なくとも小学生向けに防犯ブザー（ベル）の貸与配布をすべきと考えるが、見解は。②「ステップアップセミナー 人材育成講座」の創設を提案する。この講座は、各種審議会への女性の登用率向上のためのもので、有識者や市の幹部による講義を受講し、市政についての基礎知識を学ぶも

公明党 徳田 直彦

十三年度まで女性の市政モニター「アスバップ・レディ」制度を設け、市政への提案や行政への参画に取り組んできた。審議会等附属機関の委員への登用や選任の際、参考にしてはどうか。平成二十四年度までに審議会等への女性の登用比率の目標を四十パーセントとしており、女性の市政への関心を高め、積極的な参加を得る必要があると考えている。提案の育成講座もその手法の一つで、女性の積極的な参加を促すための手法を検討していく。

女性市民が、行政や市政に関心を持つたとき、市政の基礎知識不足を理由に、応募にちゅうちょするのではないかと、そうしたかたの「ステップアップ」として有益である。①学校では児童に對して、学級指導や訓練を通して、不審者への対応を具体的に指導している。登下校時には保護者による立ち番やパトロールなどの協力がある。児童個人へのブザーの配布は前向きに検討する。②本市では、平成三年度から

本市が行っている行政評価は財界の考え方、本来、企業論理とは異なる「市民の命と暮らしを守る」という自治体の基本的役割を放棄するものであり、福祉金の停止に端的に現れている。主権者としての市民の視点と、市民不在、おきざりの行政評価をやめ、住民自治に立脚した行政評価に改めよう。山手幹線は、環境、交通政策、地域コミュニティの問題があるが、財政への圧迫という点だけでも、事業凍結こそ最良の選択ではないか。総合公園や山手幹線などムダ・不急の事業による財政危機のツケを市民に回す「行政改革」の撤回・見直しを。防災対策を言わずなら総合公園より精道、潮見中学校など新耐震基準に合わない五校園校舎の耐震化こそ優先せよ。

市民参画担当組織の整備方針について

英明クラブ 山田みち子

年度は、まちづくり等において、市民との協働事業、支援事業を進め、市民力、地域力を発揮できるようにするため、市民参画担当組織を整備するとしているが、支援事業を含めどのような構想のもとで整備方針を持っているのか。これからのまちづくりは、行政主導型から市民の参画、協働型へ移行しつつある。市民参画担当組織を充実させ、市民力、地域力を十分に発揮できるように、市民参画・協働に努めていく。

本市の行政評価は、財政の健全化、組織の効率化の観点から費用対効果や事業目的が達成されているか点検し、事務事業の改善を行って効果的な資源

南芦屋浜のまちづくり

南芦屋浜地区のまちづくりについて

市長は施政方針の中で「総合公園や人工海浜、そして三月に完成予定のわが国トップクラスのマリナー施設が芦屋再生の起爆剤になるものと大いに期待しております」と述べている。しかし、そこに住む市民の暮らしに視点をあてた際、ごみ収集の充実、バスの路線や運賃助成の充実、店舗を早期に整備するなどが、より急務と思うがどうか。昨年、市が示した六十八項目



人工海浜

目からなる行政改革実施計画では、幼稚園の入園料、保育料の値上げ、福祉金の打ち切りに象徴されるように子供や

新社会党 山口みさえ

役割、受け持つ責任など、公との責務、役割分担をどう考えていくのか。

お年寄り、障害者、女性といったいわゆる社会的弱者への施策から切り捨てていることに怒りを隠せない。これを市長の方針・決意であると受けとめてよいのか。南芦屋浜地区に二回の可燃ごみ収集の地域があることは、宅地分譲時に入居者に対し十分説明する時に具企業庁と約束している。バス路線は、陽光町からの増便や市立芦屋病院への直行便の要望を緊急バスにし

ているが、利用者が増えておらず、保有車両状況や採算性等から現時点では新たな路線の運行や増便の予定はない」との回答を受けている。南芦屋浜の交通の利便性を図るため、今後必要とする。店舗誘致は県企業庁がしている。行政改革は、厳しい財政状況が続く中、本市が独自に行っている施策や、単独事業を抜本的に見直す必要がある。福祉や教育などの分野も見直しを行わなければ本市の再生は成し得ない。誰が好んでこの見直しをしましょうか。

総括質問

3月定例会では、初日の施政方針説明を受けて、3月10日（水）、11日（木）の2日間、6会派の代表が26項目の内容について総括質問を行いました。総括質問の内容の一部と、それぞれの会派の所属議員をお知らせします。



Q...質問 A...答弁



芦屋川

行政評価や行革は主権者としての市民の視点で

日本共産党 平野 貞雄

質問項目・会派名簿

- 創政クラブ(来田 守)
・財政の再建・行政改革について
・福祉施策について
・まちづくりについて
・教育について

- ワークショップ(重村啓二郎)
・行政改革の最終目的について
・公有財産の有効活用について
・民営化について
・J・R南の開発について
・行革の説明責任について
・防災について
・教育のまち芦屋の再生について

- 日本共産党(平野 貞雄)
・小泉構造改革-「三位一体改革」について
・行政評価のあり方について
・暮らし・福祉優先へ財政の転換を
・教育・文化行政について
・平和と民主主義に関連して

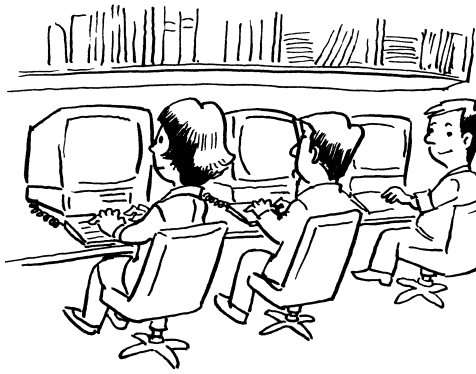
- 新社会党(山口みさえ)
・山中市政の目指すまちづくりについて
・財政再建、行政改革の問題点について
・福祉施策について
・教育について

- 公明党(徳田 直彦)
・市長の政治姿勢について

Table with 3 columns: Party Name, Member Name, and Position (Chairman/Deputy Chairman). Lists members from various parties including the newly formed Shinsei Party.

インターネットで会議録を公開 平成16年6月からの実施に向け準備を進めています

芦屋市議会では、市のホームページで芦屋市議会会議録の閲覧、検索ができるシステムを今年6月から導入するため、準備作業を進めています。このシステムは、インターネットを通じてどこからでも即座に目的の会議録の情報を閲覧・検索できるシステムです。市議会では、これまでも平成11年に議会改革調査特別委員会を設置して、議会の組織・構成・機能、議会運営、議会の公開と情報の提供などの項目について調査を行い、現在、市議会内に議会制度検討会を設置し、地方分権の時代に対応した会議規則、委員



マリナー地区のまちづくりが進む 建設常任委員会が南芦屋浜の現地視察を実施しました

建設常任委員会（長野良三委員長）は、3月1日（月）に議案などの審査の後、所管事務調査として南芦屋浜地区に進められているマリナー施設などの事業について、現地視察を実施しました。視察には委員をはじめ19人の議員が参加しました。現地では、マリナーの事業者である株バートジャパンの担当者から説明を受けました。マリナーの規模は海上留留が213隻、陸置が25隻、24時間営業でホテル感覚のサービス、駐車場から桟橋までは電動カートで送迎し、マリナーに隣接したセンターゾ

ンには（仮称）マリナータウンを整備する計画で、スポーツクラブや結婚式などができるガーデンホール、温泉を活用したエステティックスパなどを予定しているとの説明がありました。市の担当者からは、第II期事業の宅地、住宅販売計画の説明を受け、予定地を視察しました。また、総合公園では新たに供用開始する施設なども見学しました。建設常任委員会では、今後も引き続き南芦屋浜の開発について調査していくことを決定しました。



マリナー施設見学

① 財政再建 ② 福祉 ③ 教育について

創政クラブ 来田 守

① 山中市長は就任の第一声で「財政再建は私の使命です」と言われたとおり、いま芦屋市はかつてない財政危機に直面している。財政立て直し策の柱である行政改革の実行が不可欠である。行政改革の実施には困難も伴うが、最終的には市長の決断が必要だ。確実な実行に向けた市長の決意は。

① 私は財政再建を公約の第一に掲げ市長に就任した。就任後、すべての事務事業の点検と細部に行わたる財政の現状把握を行って、予想以上に状況は悪く、財政再建の道のは、相当困難で険しいと覚悟した。この四年間で財政再建の目途を立て、市民、議会の理解と協力を得て、職員一丸となって行政改革に取り組んでいく。

市民の協働事業、支援事業を進め、市民力、地域力を発揮できるようにするため、市民参画担当組織を整備するとしているが、支援事業を含めどのような構想のもとで整備方針を持っているのか。



ラ・メール芦屋に開設した市民参画課

平成十五年九月に改正地方自治法が施行され「公の施設」(スポーツ施設、都市公園、文化施設、社会福祉施設、等の管理が民間でもできるようにした。行政改革実施計画の中でも多くの施設で民間活力の導入を検討しているが、一口に民間活力といっても、ボランティアをはじめ、有償ボランティア、NPO法人、株式会社などさまざまある。どの施設にどういった民間活力を導入するか、それぞれの特性をどう活かしていくのか、条例改正の必要性の有無等も併せて、市として基本的な方針を示してほしい。また、そ

れぞれの施設での公の果たす役割、受け持つ責任など、公との責務、役割分担をどう考えていくのか。社会教育施設や公園等いわゆる公の施設の管理は、今まで公共の団体や地方公共団体が半分以上出資する法人に限り認められていたが、「指定管理者制度」が創設され、民間事業者への委託も可能になった。専門性、効率性の高い民間事業者の活用を検討する。民間活力の導入の指針は、業務内容、利用形態、市民サービスの向上、費用対効果等を勘案し、民間委託、公設民営化、NPO組織、有償ボランティアなどいろいろな選択肢があるが、業務内容に応じた適切な方法を採用する。法令で地方公共団体が自ら行うことを義務付けられているものや民間が実施することにより、市民の人権や安全等に支障のあるものには民間活力の導入は困難だが、公平性、公正性、透明性などを確保しつつ、民間に委ねられるものについては民間に委ねていく考えである。

民間活力の導入と 公の責務について

ワークショップ 重村啓二郎